

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

(公社)広島県労働基準協会

(公社)全基連広島県支部

外国人技能実習法が平成 29 年 11 月 1 日に施行され、技能実習の適正な実施及び技能実習生を保護するため、監理団体には監理責任者等講習を、実習実施者には技能実習責任者講習の受講を義務付け、また、技能実習指導員講習及び生活指導員講習の受講を推奨しています。

全基連では、これまで全都道府県で全講習を実施し、全国で 17,000 人の方に事業運営するうえでの必須事項として受講していただきました。

広島県下では、2019 年度下記の日程で講習会を開催します。

実習実施者の関係者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。

講習名	年月日	会場名	定員
技能実習責任者講習	11月3日(日)	林業ビル8階 大教室	76
技能実習指導員講習	11月4日(月)	林業ビル8階 大教室	76

※監理責任者及び外部役員・外部監査人、技能実習責任者は、2020年3月31日までに講習の修了が必須です。(講習修了者がいないと技能実習生の受入れがでなくなります)

技能実習指導員及び生活指導員は2019年4月1日より優良業者要件の加点項目となりました。

- 講習会場 広島市中区上八丁堀 8-23 林業ビル 8階 広島県労働基準協会
- 定員 上記表のとおり
- お申し込み 全国労働基準関係団体連合会のホームページから(「全基連」)で検索

お問い合わせ先 公益社団法人全国労働関係団体連合会(略称:全基連)
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6階
TEL03-5283-1031 FAX 03-5283-1032 担当:西津、石田、高木